

和歌山県内の特急「くろしお」号停車駅で、 ICOCAがご利用できるようになります！

JR西日本のICカード乗車券「ICOCA」は、累計の発行枚数が1,300万枚を超え、サービス開始以来、多くのお客様にご利用いただいています。

このたび、さらに多くのお客様にご利用いただくため、和歌山県内の特急「くろしお」号停車駅に、ICOCAを導入します。

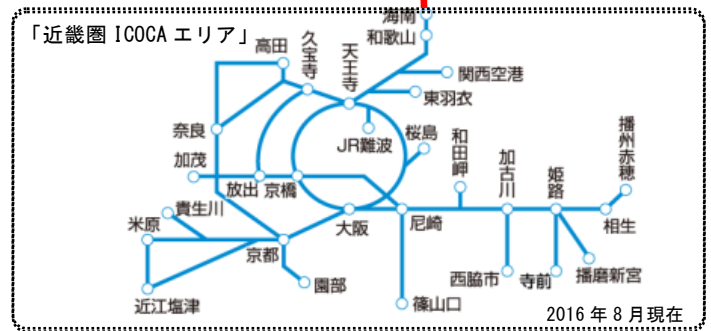
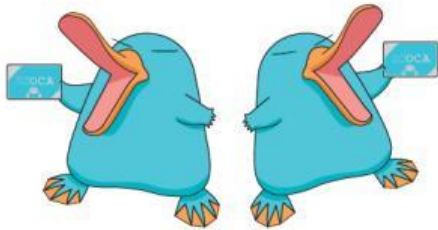
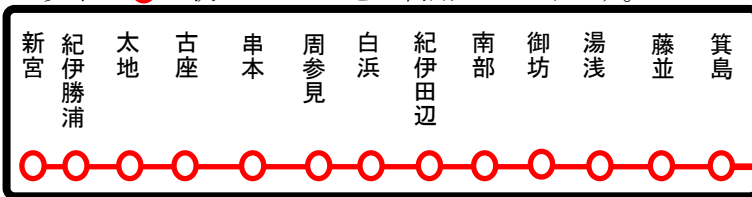
ICOCAを乗車券としてご使用いただき、特急券とあわせてご利用いただくことで特急「くろしお」号にご乗車いただけます。

京阪神へご旅行・ご出張の際は、JRはもちろん、**IG**マークのある私鉄・バスによる移動やコンビニのお買い物にもご利用いただけるICOCAをお持ちいただくと大変便利です。

是非、ICOCAで特急「くろしお」号にご乗車下さい。

1. 新たにICOCAが利用できる駅

以下の○の駅でICOCAをご利用いただけます。



※○の各駅相互間、○の各駅と□内「近畿圏ICOCAエリア」の各駅相互間において、ICOCAをご利用いただけます。(ICOCA定期券の設定はございません。)

※特急「くろしお」号のほか、普通列車(快速列車含む)にご乗車の場合もICOCAをご利用いただけます。なお、□内の○以外の駅ではICOCAはご利用いただけませんのでご注意ください。

※ICOCAのほか、全国相互利用対象のICカード乗車券(Kitaca・PASM0・Suica・manaca(マナカ)・TOICA・PiTaPa・はやかけん・nimoca・SUGOCA)もご利用いただけます。

※ **IG** このマークは交通系ICカード全国相互利用のシンボルマークです。

2. サービス開始時期

平成 28 年 12 月 (予定)

- ・「K i t a c a」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「P A S M O」は、株式会社パスモの登録商標です。
- ・「S u i c a」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「m a n a c a（マナカ）」は株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーの登録商標です。
- ・「T O I C A」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「P i T a P a」は、株式会社スルッとKANSAIの登録商標です。
- ・「I C O C A」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。
- ・「n i m o c a」は、西日本鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「S U G O C A」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。